

○厚生労働省令第五十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省・厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第二項、第四十五条、第四十六条第二項、第四十七条第一項並びに第四十九条並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「基礎一級又は基礎二級」を「又は基礎級」に改める。

第六十二条第五号を削り、同条第六号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第六十二条の三第五号を削り、同条第六号中「基礎二級」を「基礎級」に、「別表第十三の四」を「別表第十三の三」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「別表第十三の五」を「別表第十三の四」に改め、同号を同条第六号とする。

第六十四条の五の見出し並びに同条第一項及び第三項中「基礎一級及び基礎二級」を「基礎級」に改める。

第六十五条第五項を削り、同条第六項の表以外の部分中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同項の表上欄中「基礎一級又は基礎二級」を「又は基礎級」に、「ところにより基礎二級」を「ところにより基礎級」に改め、同表下欄中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六十七条及び第六十八条第二項中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

別表第十一の四中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

別表第十三の三を削り、別表第十三の四中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同表を別表第十三の三とし、別表第十三の五を別表第十三の四とする。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表機械保全の項試験業務の範囲の欄中第五号を削り、第六号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第五号とする。

表ビルクリーニングの項試験業務の範囲の欄中第四号を削り、第五号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第四号とする。

附 則

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。